

平成29年3月14日
スポーツ庁
政策課学校体育室
文化庁文化部
芸術文化課

学校教育法施行規則の一部を改正する省令案に関する
パブリックコメント(意見公募手続)の結果について

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案」について、平成29年1月6日から平成29年2月4日までの期間、電子メール・郵便・ファックスを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計571件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省(スポーツ庁及び文化庁)の考え方は別紙のとおりです。

なお、取りまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

分 類	主な意見の概要	文部科学省の考え方
1. 改正案に関する御意見について	<p>部活動指導員を，学校教育法施行規則に新たに規定を設け，位置付けることに賛成である。部活動指導員の制度は，生徒にとっては，専門家から専門的な指導が受けられるようになるとともに，教員にとっても負担軽減につながると考えられる。</p>	<p>本改正は，中学校，高等学校等において部活動の指導，大会への引率等を行うことを職務とする部活動指導員について，その名称及び職務等を明らかにすることにより，学校における部活動の指導体制の充実が図られるようにするものです。</p>
	<p>部活動指導員制度の導入に賛成である。中学校，高等学校の教員の負担は限界のところまでできている。国としても早急に対策をしてほしい。</p>	<p>文部科学省では，本改正と併せて，部活動の大会を主催する中体連，高体連，高野連にも要請を行い，大会等への引率ができるように取り組んでいきます。</p>
	<p>部活動指導員を導入することで，教員の負担が軽減し，生徒指導・教材研究・担任業務などに注力することができようになると思う。</p>	
	<p>部活動指導員には部活動の趣旨を理解した人材を任用してほしい。</p>	<p>部活動指導員には，指導するスポーツや文化活動等に係る専門的な知識・技能のみならず，学校教育に関する十分な理解を有する方を任用することとなります。</p> <p>また，学校の設置者及び学校は，「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月）等を踏まえ，部活動指導員に対し，事前に研修を行うほか，定期的に研修を行い，部活動の位置付けや教育的意義について，理解を深めていただくこととなります。</p>

配置	<p>部活動指導員の配置により、授業終了後の時間を、勤務時間を学力向上や生徒指導上の相談のために使うことができるようになる。是非、多くの指導員を配置してほしい。</p>	<p>教員の負担の軽減を図りつつ、部活動の指導を充実していくためには、地域のスポーツ指導者等のみならず、引退したトップアスリート、アーティスト、退職教員、大学生等、地域の幅広い協力を得ていくことが重要であると考えています。</p>
	<p>部活動指導員の配置が、地域によって差を生じさせないように配慮していただきたい。</p>	<p>部活動指導員については、各学校の設置者が、地域の実態や学校の規模、ニーズ等に応じて、配置することとなります。</p>
	<p>部活動指導員が不足することで教員が顧問就任を強制されないよう、各学校は必要な部活動指導員の人数を報告し、確実に指導員を確保してほしい。行政は各学校への指導員の配置を確実に保障してほしい。</p>	
	<p>部活動指導員の制度は良いが、一つの部活に対して必ず一人という定義を示してほしい。</p>	
	<p>部活動指導員が運営を担う部活動には、教員は顧問として所属しないようにしてほしい。</p>	
	<p>部活動指導員は、運動部だけでなく、吹奏楽、合唱、美術、演劇など特種な指導力を要する文化部も差別なく対象となるようにしてほしい。</p>	<p>部活動には、運動部、文化部、科学部等様々な部活動があり、部活動指導員の配置は、運動部に限らず、全ての部活動が対象となります。</p>
	<p>教員の中には、部活の指導を進んでやりたいという方もいるので、全ての部活を地域に任せるのではなく、教員の中で指導者の確保ができない部活だけでも構わない。</p>	<p>今後は、教員に加えて部活動指導員も部活動の顧問となることができることとなります。</p> <p>部活動指導員が、地域の実態や学校の規模、ニーズ等に応じて、配置されることで、部活動の指導体制の充実及び教員の長時間勤務の改善につながると考えています。</p>

	<p>部活動指導員の配置については、学校配置だけではなく、教育委員会配置にするなど柔軟な対応をしてほしい。</p>	<p>部活動指導員については、各学校の設置者が、地域の実態や学校の規模、ニーズ等に応じて、配置することとなりますが、学校の設置者の創意工夫により、教育委員会に配置することも可能と考えます。</p>
報酬	<p>部活動指導員の質を担保するためには、十分な報酬が欠かせない。部活動指導員に対して、スポーツや文化及び科学等の指導の専門家として十分な報酬を支払う必要がある。持続可能な運用をしていくためにも、部活動指導員の人材を恒常的に確保しつづける必要があり、そのために十分な報酬が欠かせない。</p>	<p>部活動指導員の任用に当たっては、各学校の設置者において、財政状況等を勘案し、報酬を定めることとなります。</p>
制度	<p>部活動指導員を導入する場合は、その指導員一人で大会引率や休日の部活動も含め、全ての部活動を行うことができるようにしてほしい。</p> <p>部活動指導員は必ず単独で平素の部活動運営及び部活動指導や大会引率を担うものとしてほしい。</p> <p>制度として部活指導員だけで練習や試合大会引率をできるような制度にしてほしい。</p>	<p>部活動指導員は部活動の顧問として、部活動の指導や学校外での活動の引率等を行うことができます。</p> <p>大会の引率については、大会の主催者の規定に定められているため、文部科学省では、本改正と併せて、部活動の大会を主催する中体連、高体連、高野連にも要請を行い、大会等への引率ができるように取り組んでいきます。</p>

研 修	<p>部活動指導員の質を保障し、子供たちに良質の指導及び安全が保障されるよう、部活動指導員に対する研修が必要である。</p>	<p>学校の設置者及び学校は、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月）等を踏まえ、部活動指導員に対し、事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行うこととなります。研修においては、部活動が学校教育の一環であること等部活動の位置付けや部活動が生徒の学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであること等教育的意義のほか、学校全体や各部の活動の目標や方針を熟知すること、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導を行うこと、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰が禁止されていること、服務（部活動指導員が校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損なうような行為の禁止等）を遵守すること等について、理解を深めていただくこととなります。</p>
	<p>部活動指導員への現職教育を行い、活動時間、指導方法、救命法等の講習を行うことが大事である。</p>	
	<p>部活動指導員の配置により、過度な勝利至上主義の競争にならないように部活動指導員への指導も必要である。</p>	
	<p>部活動が学校教育の一環であることを指導員に理解してもらうために、採用時と採用後に定期的な研修会が必要である。</p>	
運 用	<p>学校教育法施行規則が改正されることによって、生徒の部活動への加入が強制とならないようにしてほしい。</p>	<p>部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものです。本改正により、部活動指導員が学校教育法施行規則改正に位置づけられても、部活動が自主的、自発的な参加により行われる活動であることに変わりありません。</p>

	<p>部活動支援員の導入により活動時間が増え、生徒の負担が増えることがないように、活動時間の基準を定めてほしい。</p>	<p>文部科学省では、平成29年1月6日付けで、各学校に向けて、休養日の適切な設定を促す通知を发出したところです。また、平成29年度に、スポーツ医・科学の観点を取り入れた、生徒の発達の段階や学校生活の影響を考慮した練習時間や休養日の設定に関する調査研究を行い、休養日の設定等を含んだ「運動部活動に関する総合的なガイドライン」を策定することとしています。</p>
	<p>部活動は生徒の規律、礼儀などを学ぶ場として教育上とても価値のあるものだと考える。地域人材を活用し、教員の負担を軽減してほしい。</p>	<p>部活動は、生徒にとってスポーツや文化等に親しむとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するとともに、規律や礼儀などを学ぶこともできる重要な活動として教育的側面での意義が高いものと考えています。地域の人材に協力をいただくことは、生徒の技術力の向上につながるとともに、教員の負担を軽減する上でも有効であると考えています。</p>

2. その他の御意見について	休養日・練習時間	<p>休養日や活動時間を適切に設定するなど、バランスのとれた生活や成長に配慮することが重要である。</p> <p>部活動の適切な休息日を確実に設け、これを厳守させることを強く求める。</p> <p>朝練習や土日の部活動を禁止してほしい。</p> <p>平日は練習時間を一律に制限してほしい。</p>	<p>部活動は、生徒にとってスポーツや文化等に親しむとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する重要な活動として教育的側面での意義が高いものですが、適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、教員、生徒ともに、様々な無理や弊害を生むと考えています。このため、文部科学省では、平成29年1月6日付けで、各学校に向けて、休養日の適切な設定を促す通知を発出したところです。</p> <p>また、文部科学省では、平成29年度中に、スポーツ医・科学の観点を取り入れた、生徒の発達の段階や学校生活の影響を考慮した練習時間や休養日の設定に関する調査研究を行い、休養日の設定等を含んだ「運動部活動に関する総合的なガイドライン」を策定することとしています。</p>
	入部の選択	<p>生徒に対して、入部する、入部しないの選択を自主的にさせる権利を保障すべきである。</p>	<p>部活動は、学校教育の一環ではありますが、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものです。</p>
	顧問の配置	<p>学校教職員に対しても、顧問をする、しないの選択をする権利を保障してほしい。</p> <p>とにかく部活顧問制の全員参加というものを全ての学校で禁止してもらいたい。部活にも生徒と同じようにやるやらないの権利を先生たちに保障してほしい。</p>	<p>部活動の顧問については、校務をつかさどる校長が、各学校の実態に応じて部活動顧問の配置を適切に行っていると考えています。</p>

部活動の社会体育への移行・廃止等	部活動を学校現場から切り離し、早期の社会体育・社会教育への移行を検討すべき。	部活動の在り方について、様々な御意見があることは承知しています。
	完全に部活動を廃止すべき。	部活動は、学校教育の一環であり、スポーツや文化等に親しむ観点や教育的側面からも意義が高いものであり、限られた教員の配置の中で、教員の負担の軽減を図りつつ、部活動の指導を充実していくためには、地域のスポーツ指導者等幅広い協力を得ていくことが重要であると考えております。
	部活動を完全に外部委託にすべき。	いただいた御意見につきまして、今後の政策検討、施策実施に当たっての参考にさせていただきます。